

公 告

このたび観音寺市豊浜町の一部の区域を受益地とする県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）弦池地区計画概要書に基づき、県営土地改良事業として施行すべく申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記書類とともに公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月17日までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和 8年 1月 5日

申 請 人（代表）

住 所

氏 名

記

1. 公告する書類の名称

県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

弦池地区事業計画概要書

その他必要な事項の関係書類

2 公告期間

令和8年1月5日から令和8年1月10日まで 5日間

3 公告場所

観音寺市掲示場及び観音寺市ホームページ

県営農村地域防災減災事業
(防災重点農業用ため池緊急整備事業)

事 業 計 画 概 要 書

つるいけ

弦池地区

県営農村地域防災減災事業
(防災重点農業用ため池緊急整備事業) 弦池地区
事業計画概要書

第1章 目的

本地区のため池は、観音寺市豊浜町箕浦に位置する老朽ため池である。

近年、堤体からの漏水が顕著となり、また、洪水吐の能力及び取水施設の緊急放流能力が不足していると考えられるため、豪雨・巨大地震時には堤体の決壊が懸念される。

ため池の下流域には人家、農地、生活道路があり、決壊すれば多大な被害が想定されることから、災害の防止、農業用水の確保のため、堤体、取水施設及び洪水吐の改修を行い、災害を未然に防止する。

第2章 地域の所在及び現況

1. 所在

観音寺市豊浜町箕浦

2. 現況

弦池は観音寺市豊浜町の 2.7ha の受益地をかんがいする主要なため池である。近年、取水施設及び洪水吐の老朽化が著しく進行しており、また堤体裏法から漏水が見られ、危険な状態である。

そのため、用水確保並びに台風、梅雨等の豪雨による災害防止のため、早急な改修が必要である。

第3章 基本計画

1. 計画の趣旨

県営農村地域防災減災事業にて、弦池を改修することにより、下流域の農地、人家、農業用施設の防災・減災対策を実施し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全の確保を図る。

2. 主要工事計画

ため池改修・・・1箇所

堤体工 1式

取水施設工 1式

洪水吐工 1式

3. 環境への配慮

本地区は観音寺市田園環境整備マスターplanにおいて環境配慮地域に指定されている。事業の実施に当たっては周辺環境への影響緩和等について配慮するため、工事期間中は在来種の保全、水質の改善に努める。

第4章 工事又は管理の要領

工事は県営事業として実施し、施設の管理は豊浜町土地改良区において行う。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

総事業費・・・240, 000, 000円

第7章 効用

本事業の実施により、ため池下流域の災害被害が防止され、地域農業の安定と国土環境保全が図られる。

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別添のとおり

事業費の負担区分及び分担金の賦課基準の予定

(1) 負 担 区 分

国 庫 補 助 金	1 3 2, 0 0 0, 0 0 0 円
県 補 助 金	7 9, 2 0 0, 0 0 0 円
<u>地 元 負 担 金</u>	<u>2 8, 8 0 0, 0 0 0 円</u>
計	2 4 0, 0 0 0, 0 0 0 円

(2) 地元負担金の内訳

觀 音 寺 市	2 6, 4 0 0, 0 0 0 円
<u>賦 課 金</u>	<u>2, 4 0 0, 0 0 0 円</u>
計	2 8, 8 0 0, 0 0 0 円

(3) 賦課基準の予定

觀音寺市が 2 6, 4 0 0, 0 0 0 円を負担し、2, 4 0 0, 0 0 0 円は
豊浜町土地改良区の賦課金として受益地の地積割りにより賦課する。

当該土地改良事業によって造成される施設等の予定管理方法

1. 管理者

豊浜町土地改良区

理事長 井上 浩司

2. 管理すべき施設の種類

堤 体 工 1式

取水施設工 1式

洪水吐工 1式

3. 配水時期

毎年 5月～10月

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

管理費用 年間 約130千円

負担方法 地積割りで徴集

5. その他管理方法に関する基本事項

特になし

特別徴収金の徴収について

この県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）弦池地区の施行に係る地区内の土地につき、土地改良法第113条の3第3項の規定に基づく公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、同法第91条の2の規定による特別徴収金を徴収されることがある。



県営農村地域防災減災事業
(防災重点農業用ため池緊急整備事業)

弦池地区 位置図



県内位置図

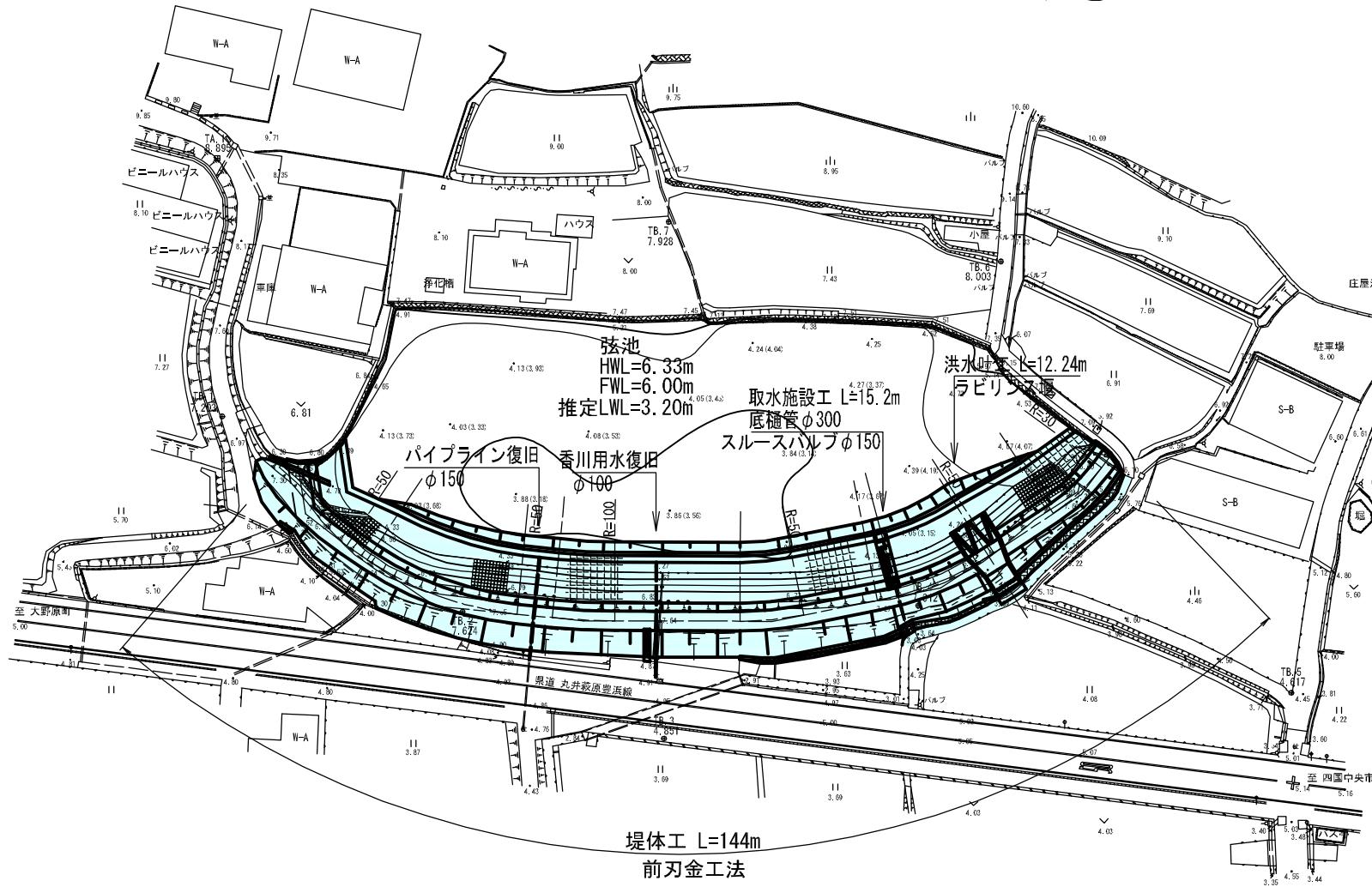


県営農村地域防災減災事業 弦池 概要図

つるいけ

計画平面図 S=1:1,000

2



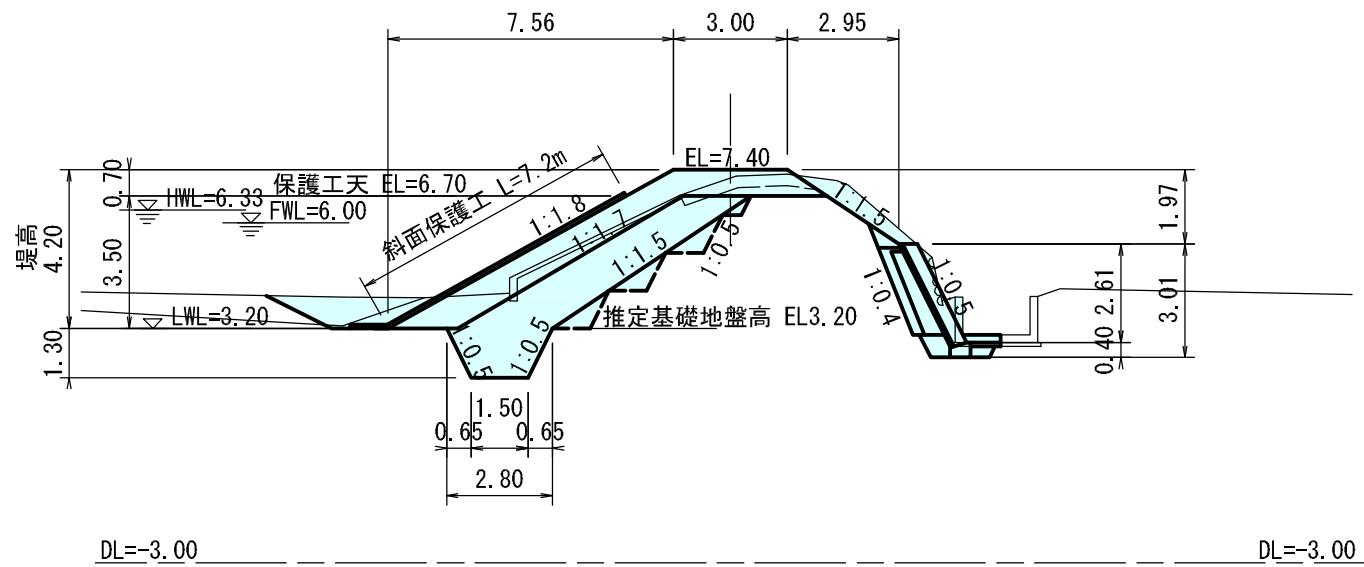
凡 例
前々年度まで
前年度
当年度
翌年度以降



県営農村地域防災減災事業 つるいけ
弦池 概要図

堤体工 標準断面図

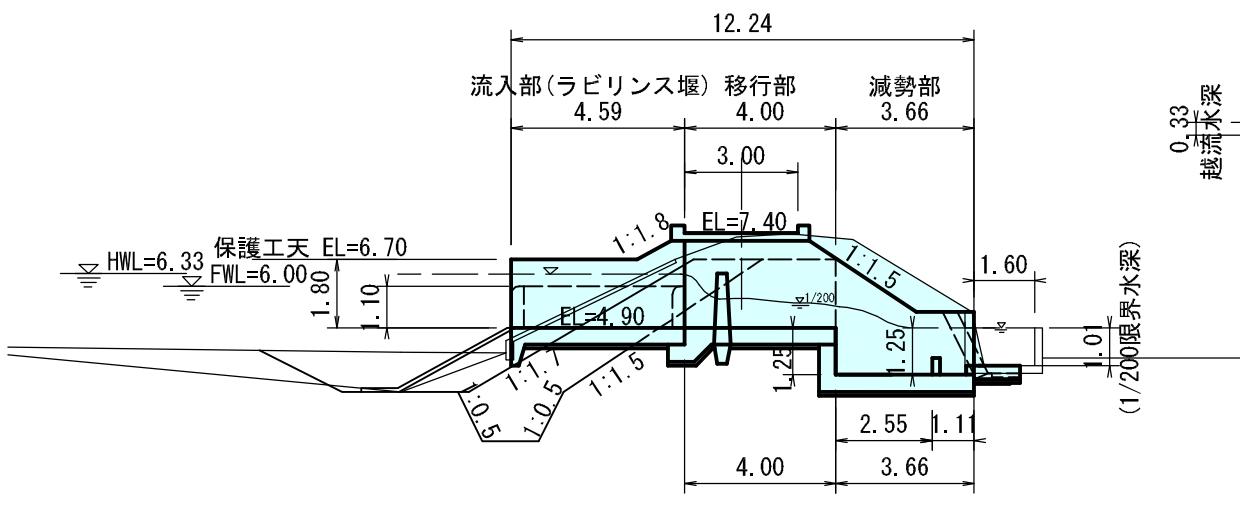
S=1:200



県営農村地域防災減災事業 弦池 概要図

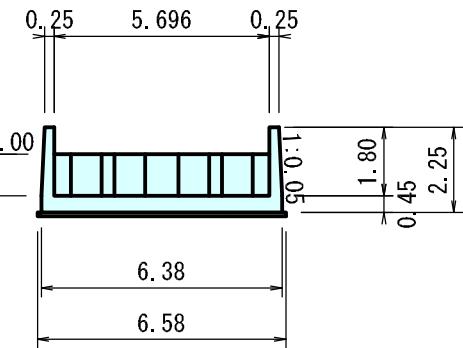
洪水吐工 計画図

S=1:200



洪水吐工 断面図

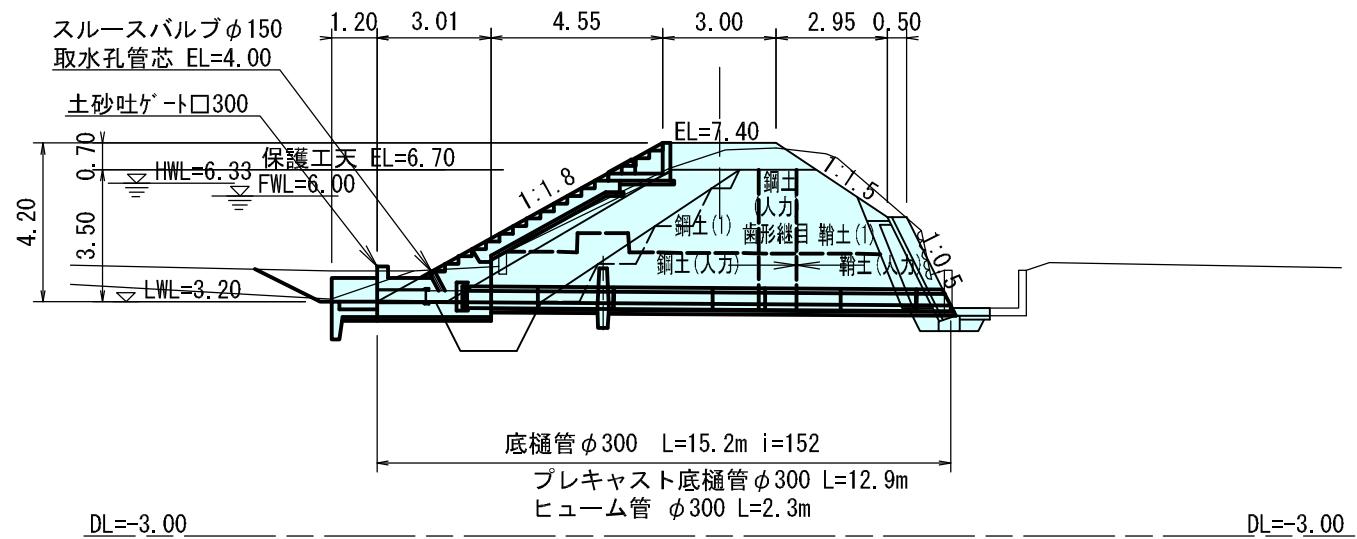
S=1:200



県営農村地域防災減災事業 弦池 概要図

取水施設工(底樋)計画図

S=1:200



底樋管 断面図

S=1:200

